

## 平成 29 年第 1 回中津川市議会（定例会） 提出予定議案（その 2）

平成 29 年第 1 回中津川市議会（定例会）に、条例 1 件の議案（その 2）を提出します。

### （条 例）

#### 1、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

- ①住民税の課税の特例として「特例適用利子等の額」及び「特例適用配当等の額」が分離課税となるが、国民健康保険料の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり取り扱うため、条文整備を行う。
- ②「株式等に係る譲渡所得等」が「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」に区分されたが、国民健康保険料の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり取り扱うため、条文整備を行う。
- ③低所得者に対する軽減対象となる所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大する。
  - ・ 2 割軽減の拡大 48 万円 ⇒ 49 万円
  - ・ 5 割軽減の拡大 26.5 万円 ⇒ 27 万円
- ④施行期日
  - ・ 公布の日 ①、②
  - ・ 平成 29 年 4 月 1 日 ③

### お問い合わせ先

総務部 行政管理課 文書行政係 担当者：葛西 将光

電話：0573-66-1111（内線 442） E-mail: gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp